

紫波町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>仮称「盛岡紫波線」の県道昇格について 本路線は、盛岡市内の国道46号盛岡インターチェンジ付近から、盛岡市道、矢巾町道、紫波町道、一般県道紫波雫石線を経由して主要地方道盛岡和賀線、紫波インター線に接続する重要な路線となっております。 交差点や信号の設置が少なく、非常に利便性が高いことから秋田、盛岡方面から花巻、北上方面へ向かう、特に大型交通量が多い路線となっております。 また、県道矢巾西安庭線とも接続しており、未整備となっている県道紫波雫石線の代替路線としても利用されており、雫石、紫波両町の交流を担う路線ともなっております。 つきましては、物流、地域間交流を担う流通路として利用され、通過交通が多い本路線について、盛岡圏と花巻、北上圏を結ぶ広域的幹線道路として、早期に県道昇格されますよう強く要望いたします。</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要があるとあり、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断した上で行うこととしています。</p>	盛岡広域振興局	土木部	C : 1
<p>下水道施設の改築への国費支援の継続 昨年度の財政制度等審議会において、汚水に係る下水道施設の改築については受益者負担の観点から排出者が負担すべきとの考えが提示されています。仮に下水道施設改築への国費支援が無くなれば、人口減少が本格化する中、高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、住民生活が成り立たなくなる恐れがあります。 また、下水道は地域から汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域を保全するなど、公共的役割がきわめて大きな事業であり、それは新設も改築も変わるものではありません。このことにより、住民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水施設の改築に対して、国費による支援継続を国に対し働きかけるよう要望いたします。</p>	<p>国の財政制度等審議会では、下水道事業における国費支援は、上水道事業に比べ、補助率が高く、その対象が広がっており、新設・更新はほぼ国費や地方債で賄われていることから、受益者負担の原則と整合的なものとなっていないとの指摘がされています。 しかしながら、下水道施設は快適な都市環境・生活環境を形成するため必要不可欠で、施設整備や維持更新は継続して実施する必要がありますと認識しています。 下水道の改築予算については、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理に対する財政支援を講じるよう国に対して継続して要望していきます。</p>	盛岡広域振興局	土木部	B : 1

紫波町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>水路等に係る防災減災事業の拡充について 近年、大雨等により災害が頻発しており、河川、農業用施設、農地及び人家等に甚大な被害が出ております。 また、融雪期の出水による溪流や水路への被害も見られるようになり、上流部において発生・流出した土砂・流木等が下流域の農業用水路や田畑に被害を及ぼす事例が発生しております。 町では被害の未然防止と軽減のため、防災・減災に向けた事業に取り組んでおりますが、地域及び集落における整備事業を加速化するため、農業用水路の上流部においても、きめ細かに対応できる防災減災事業の拡充について、国に対し働きかけるよう要望いたします。</p>	<p>農業水利施設に関する機能の安定的な発揮や防災・減災対策については、従来からの事業に加えて、本年度、受益面積や農地集積の取組にかかわらず、施設の整備が実施可能な事業である農業水路等長寿命化・防災減災事業が創設されましたので、これら国庫補助事業の活用を御検討願います。 なお、各事業には総事業費等の要件がありますので、具体的な案件ごとに、御相談に応じていきます。</p>	盛岡広域振興局	農政部	A : 1
<p>「介護予防・日常生活支援総合事業」の事業費の上限額の緩和について 介護保険法の改正により、市町村が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を推進することと定められています。 国が定めるガイドラインにより、総合事業の費用については、75歳以上の高齢者の人口の伸び率以内になるよう上限額が定められており、上限額を超えた費用については、介護保険の給付とは見なされず、市町村が負担することとなります。 この上限額については、平成27年度から平成29年度までは特例措置による緩和制度が設けられていましたが、総合事業を効果的に推進するために、健康寿命の延伸に向けた介護予防事業や生活支援サービス等、時間をかけて町民に浸透させる必要があることから、特例措置の期間内では対応できないものとなっています。 よって、特例措置の延長等による総合事業の上限額の緩和を国に対し働きかけるよう要望いたします。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)の費用については、国から上限の計算式が示されているが、当該年度の事業費が計算式による上限を超える場合には、その妥当性について個別に判断し、実際の事業費を上限として認める枠組みが設けられていることから、当該措置の適用が必要な市町村に対しては、その状況の把握に努め、助言・支援していくとともに、他の市町村の状況等も把握し、課題等が認められる場合には、国に対して必要な見直しを行うよう働きかけていきます。</p>	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	B : 1